

凡 例

1 本書の構成

- (1) 本書は、Ⅰ 略史、Ⅱ 通史、Ⅲ 部門史で構成している。
- (2) 略史では、社会の出来事と対比しながら気象業務150年の歴史を概略的に年表で紹介している。通史では、気象業務の全体を俯瞰して、年代ごとの主な出来事を記述している。部門史では、気象業務に関する各部門について、その詳細な歴史を記述している。
- (3) 部門史は以下の階層で構成している。
 - 第1階層 …… 部
 - 第2階層 …… 章
 - 第3階層 …… 節
 - 第4階層 …… 項（本文中では、1. 2. のように書いている。）
 - 第5階層 …… 目（本文中では、(1) (2) のように書いている。）
 - なお、第6階層以降は階層名は定義していないが、便宜上以下のように記載している。
 - 第6階層 …… ア．イ．ウ．……
 - 第7階層 …… (ア) (イ) (ウ) ……

2 記述の範囲等

- (1) 本書は、前身である東京気象台が明治8年（1875年）に観測業務を開始して以来、150年を対象としている。ただし、部門史は『気象百年史』（昭和50年（1975年）3月発行）編纂以降の50年間を主な対象としている。
- (2) 明治5年11月9日公布の詔書により、太陰暦（太陰太陽暦）を廃して太陽暦を採用することとなり、旧暦の明治5年12月3日を新暦の明治6年1月1日とすることとされた。本書では、明治5年以前の和暦の記述の際は旧暦の月日を用いており、西暦の月日とは異なる。
- (3) 本書において、断りなく「現在」と書く場合の時点は令和7年3月である。他方、別の時点を指定する場合は「令和〇年〇月時点」等と明示的に記述している。

3 用字、用語等

- (1) 表記については、原則として「公文作成の考え方（文化審議会建議）」に準拠している。ただし、他文献を引用する場合や、準拠から外れた方がより正確な記述ができるもの等についてはその限りではない。
- (2) 部門史において略称を定義した際、その略称が及ぶ範囲は「節」内に限る。
- (3) 通史では和暦と西暦を併記している。部門史では和暦を原則とするが、国際的な内容に言及する場合等、西暦を併記した方がよりわかりやすい場合はそのようにしている。
- (4) 特に断りのない限り、国、地域、組織等の名称は当時のものを用いる。